

行動計画の推進

1 基本姿勢

人権に関わる個別の課題が複雑化・多様化する中で、各分野の施策の有機的な連携と体系化を図りながら、「あま市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、市政全般にわたって人権に関わる施策を総合的に推進します。

本市においては、職員が人権問題を正しく理解するための人権教育・啓発を推進し、職員は常に人権に配慮した職務の遂行に努めます。

2 推進体制

市民の人権尊重の意識を高め、本計画を効果的に推進するため、「あま市人権施策推進本部」を中心に、関係部局相互の連絡調整を図り、横断的・総合的に取り組むための連携・強化を図ります。

3 計画の進行管理

本計画をより実効性のあるものとして推進するために、人権問題に深く関わる関係者などで構成される「あま市人権施策推進審議会」、関係各課で構成する「あま市人権施策推進本部」において、事業実績報告及び実施計画を策定し、適切な進行管理を行います。



発行年月:平成29年3月

編集:あま市企画財政部人権推進課
〒490-1292 あま市木田戌亥18番地1

電話:052-444-1001(代表)

F A X :052-441-8330

H P :<http://www.city.ama.aichi.jp/>

あま市人権尊重の まちづくり行動計画(改訂版)



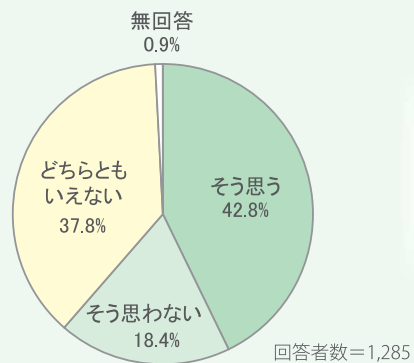
平成29年3月

 あま市

人権とは

「人権」とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利であり、誰もが幸福に生きていく社会を実現するために、日常生活において人権が文化として普遍的に存在する社会の実現を図る必要があります。

今の日本は、基本的人権が尊重されている社会だと思いますか



「そう思う」の割合が42.8%と最も高く、次いで「どちらともいえない」の割合が37.8%、「そう思わない」の割合が18.4%となっています。

資料：人権に関する市民意識調査結果（平成27年度）



基本理念

私たち一人ひとりの人権は、すべての人に平等に保障されていますが、自分の人権を主張するだけでは他の人の権利を侵害することもあります。

人は社会の中で、多くの人々とのつながりや相互依存によって生きており、すべての人々が平和で豊かな社会生活を送るためには、市民一人ひとりがお互いの違いを認め合い、思いやり、共に助けあうことが必要です。

そのためには、市民一人ひとりが、人権を大切にできる豊かな感性を身につけ、思いやりにあふれた高い人権意識を持って行動していくことが大切です。

このように、一人ひとりが互いの人権を尊重することで、暮らしの中で喜びと生きがいを実感できる社会が実現されると考えます。

基本理念

いつでもどこでも人権が大切にされ、誰もが喜びと生きがいを感じられる、信頼、助けあい、そして思いやりにあふれた人権尊重のまちづくりを目指します。

基本目標

基本理念を実現するため、6つの基本目標に沿って施策に取り組んでいきます。

人権感覚を醸成する

人権に関する基本的な知識や考え方を身につけ、日常の暮らしの中に人権尊重の意識が定着していくよう、人権感覚の醸成を目指します。

みんなの協働による取組

すべての市民が協力して取り組むべき課題であるとの認識に立って、市民、事業所、行政の協働による人権尊重のまちづくりを推進します。

一人ひとりの人権を尊重する

市民一人ひとりが自立した存在として尊厳が保たれ、個人の自由が確保された平等社会の中で個性と能力が十分発揮できる、偏見や差別のない地域づくりを推進します。

物理的・心理的なバリアフリーを目指す

障がいの有無や性別にかかわらず、すべての市民が住みなれた地域で、安全で安心して社会生活を送ることのできるよう、建物、道路などの物理的障壁、偏見や差別などの心理的障壁などあらゆる障壁を取り除き、バリアフリーのまちを目指します。

自尊感情を持って生きる

誰もが多様な人生の可能性の中から、自分に最もふさわしい生き方を主体的に選択し、自分らしく生きるとともに、地域の中で自立して生活できる社会を目指します。

共生社会を目指す

お互いがそれぞれの価値観・個性を尊重する人権意識の高いまちを共に目指します。

重点的に取り組む人権施策の推進

- 1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進
- 2 学校等における人権教育・啓発の推進
- 3 職場における人権教育・啓発の推進
- 4 人権擁護の推進

重要課題と取組の方向性

- 1 女性
- 2 子ども
- 3 高齢者
- 4 障がいのある人
- 5 同和問題
- 6 外国人
- 7 HIV感染者・ハンセン病患者等
- 8 性的マイノリティ
- 9 インターネットによる人権侵害
- 10 様々な人権問題

重点的に取り組む人権施策の推進

1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進

- (1) 家庭における人権教育・啓発の推進
- (2) 地域における人権尊重の環境づくり

2 学校等における人権教育・啓発の推進

- (1) あらゆる教育活動を通じた人権教育の充実
- (2) 保育士、教職員の資質向上を図る研修の充実
- (3) 家庭・地域との連携強化

3 職場における人権教育・啓発の推進

- (1) 企業等事業所における人権教育・啓発の充実
- (2) 雇用の機会均等の確保と働きやすい職場づくり
- (3) 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進

4 人権擁護の推進

- (1) 個人情報保護の体制強化
- (2) 人権侵害に対する相談・支援体制の充実



重要課題と取組の方向性

① 女性

(1) 男女の人権の尊重

男女共同参画や男女平等の意識の高揚に向けて、生涯にわたる学習及び啓発の充実を図ります。

(2) 仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくり

仕事と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）への啓発とともに、女性の職業能力開発・就労継続への支援など、女性の人権が尊重され、男女が共に働きやすい環境づくりを推進します。

(3) 女性に対する暴力の根絶と被害者支援

女性に対するあらゆる暴力的行為の根絶に関する啓発活動を促進するとともに、被害者の支援や保護の充実を図ります。

(4) 女性のエンパワーメント

男女共同参画によるまちづくりを更に推進していくために、女性が自らの意見を表明して行動を起こしていく能力を身につけ、高めていくとともに、様々な政策・方針の決定に参画できる体制を整備します。

(5) 生涯を通じた健康支援

各ライフステージに応じた健康づくりへの支援や相談、各種検診等の充実を図り、生涯を通じて心身ともに健康に過ごせるよう、必要な支援を推進します。

② 子ども

(1) 子どもの権利に関する意識の向上

子どもは単に保護・指導の対象であるだけでなく、基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるよう、子どもの権利に関する意識を広く市民に啓発していくとともに、子ども自身の人権意識の向上を図ります。

(2) 次代を担う子どもが健やかに育つ環境づくり

次代を担う子どもの成長過程に応じた適切な子育てを保護者が行うことができるように支援し、子どもの豊かな人間性を育み、健やかに育つ環境づくりを、家庭や地域、学校、子育て支援機関など地域全体が一体となって総合的に推進します。



(3) 人権教育（保育）の充実

乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を養う重要な時期であるため、子どもの発達段階における人権教育（保育）を推進するとともに、子育て家庭に対する相談・助言を行います。また、子どもの幸せを第一に考えた子育て支援を充実します。

(4) 児童虐待の根絶と被害児童支援

児童虐待やいじめ、暴力などの防止に努め、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、これらの問題の予防、早期発見、早期解決に向けた体制づくりを強化します。

③ 高齢者

(1) 高齢者に対する理解の普及

高齢者の人権についての市民の認識と理解を深めるとともに、高齢者自身も社会の一員として生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、人権尊重の意識の普及や高揚を図るための啓発を推進します。

(2) 安心して暮らすための支援

高齢者ができる限り自立した生活が続けられ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、利用者本位の福祉・介護サービス等の充実を図ります。

(3) 高齢者の生きがい活動への支援

多くの高齢者が生きがいを見だし、生きがいのある生活を持続することができるよう、住み慣れた地域で、様々な分野で活躍できる場所及び機会を提供します。

(4) 権利擁護の充実

関係機関によるネットワークを活用した高齢者に対する虐待防止や早期発見、成年後見制度についての情報提供、悪質商法や詐欺の被害を抑止する対策など、高齢者の権利擁護に関する取組を推進します。

(5) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で、安全で快適に生活ができるよう、愛知県「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めます。



④ 障がいのある人

(1) 障がいのある人に対する理解の普及

障がいのある人の自立と社会参加を推進し、ノーマライゼーションの理念を実現するために、障がいのある人に対する理解の普及・啓発を推進します。

(2) 障がいのある人の地域における自立・社会参加の支援

障がいのある人の地域における自立・社会参加において、雇用・就労、文化、スポーツ・レクリエーション活動は重要であり、障がいのある人の特性に応じた体制整備及び支援を行います。

(3) 生涯を通じて自立した生活を送るための支援の充実

住み慣れた地域での自立した生活を支援し、一人ひとりの自己実現に資するよう、個別ニーズに応じた多様な活動の場の充実を図ります。

(4) 権利擁護の充実

障がいのある人が、人としての尊厳を持って生きることができるよう、権利擁護について、関係機関と連携し、啓発活動を推進するとともに、相談・支援事業を充実します。また、障がいによる差別や虐待を防止する取組を充実します。

(5) 障がいのある人にやさしいまちづくりの推進

障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して、安全で快適に生活ができるまちづくりを進めます。



⑤ 同和問題

(1) 人権・同和教育及び啓発の推進

同和問題の歴史的背景などに関する教育・啓発に努めるとともに、市民参加のあらゆる機会を通して人権・同和教育及び啓発活動を推進します。

(2) 人権ふれあいセンターの有効活用

人権意識を高めるための学習や交流活動の場として、人権ふれあいセンターの活用を図ります。

(3) 「えせ同和行為」の排除

同和問題を解決する上で大きな阻害要因となっている、えせ同和行為の排除のため、関係機関との情報交換や連携に取組みます。



⑥ 外国人

(1) 多文化共生社会の推進

多文化共生社会の実現と外国人に対する偏見や差別の解消に向け、国際理解の浸透に向けた教育の充実を図るとともに、外国人の人権を尊重する意識の普及・啓発の推進や地域の国際交流活動へ多くの市民の参加促進を図ります。

(2) 在住外国人が身近な地域において安心して暮らしやすいまちづくり

在住外国人が地域の一員として受け入れられ、安心した生活を送れるよう、外国人に対する情報提供や相談支援を充実するなど、外国人が暮らしやすいまちづくりを進めます。

⑦ HIV感染者・ハンセン病患者等

(1) 感染症患者などの人権を尊重する意識づくり

ハンセン病やHIV感染症などについての正しい知識の普及を図り、ハンセン病患者（元患者）やHIV感染者、エイズ患者などに対する偏見や差別意識の解消に向けた取組を行います。

(2) 感染症発症の予防と健康づくりの支援

保健・医療の連携を図り、感染症に対する予防教育を実施するとともに、健康づくりを支援します。

⑧ 性的マイノリティ

(1) 性的マイノリティ（LGBT等）の理解の推進

性別による固定的な役割分担意識等をなくし、性的マイノリティなど多様な性への理解を深めるための啓発活動に努め、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる人権啓発に努めます。



⑨ インターネットによる人権侵害

(1) インターネットによる人権侵害の防止対策

インターネットの正しい利用と、個人のプライバシーを守るための教育・啓発活動を推進します。

(2) 情報格差が生じない社会づくり

インターネットなどが普及する中で、インターネットなどの利用が困難な人に対する情報提供を充実します。



⑩ 様々な人権問題

(1) 様々な人権問題に対する正しい理解の普及

人権に関するその他の問題や新たに発生する問題等について、市民が正しく理解することができるよう、本計画の趣旨に沿って情報の収集・把握をし、正しい理解の普及・啓発に努めます。

